

池谷里づくり計画

～ 活力ある村づくり ～

平成 28 年 12 月

池谷里づくり協議会

目 次

	頁
I. 里づくり計画の名称と位置及び区域	
1 里づくり計画の名称	1
2 対象となる地区の位置及び区域	1
II. 地区の現況と課題	
1 地区の沿革	2
2 地区の現況と問題点・課題	6
III. 地区の整備目標及び方針	
1 整備目標及び方針	8
IV. 里づくり計画	
1 農業振興計画	8
2 土地利用計画	8
3 地区と都市との交流に関する計画	9
4 農村定住起業に関する計画	10
【関係資料】	
1 神戸の農業に関するアンケート調査集計結果	
2 農村定住起業施設の概要	
3 人と自然との共生ゾーンにおける農村定住計画指針	

I. 里づくり計画の名称と位置及び区域

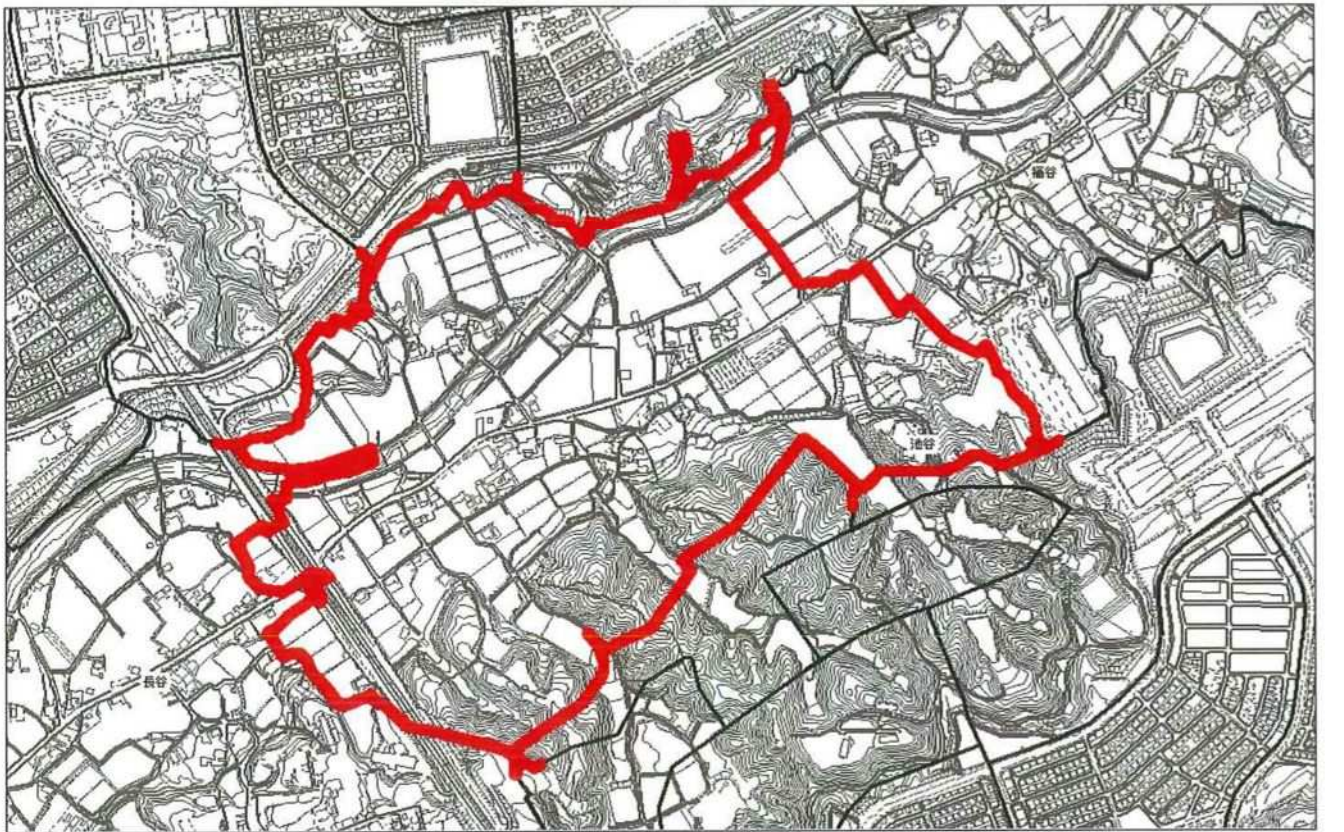
1 里づくり計画の名称

本計画の名称は「池谷里づくり計画」とします。また、本計画の内容を分かり易くするため、象徴的なサブタイトルを「活力ある村づくり」とします。

2 対象となる地区の位置及び区域

本計画対象地区は、平成12年7月30日に設立（平成12年8月9日認定）された池谷里づくり協議会（神戸市西区榎谷町池谷）の区域とします。

集落界図（榎谷町 池谷）



1:8,000

0 150 300 600 m

II 地区の現況と課題

1 地区の沿革

(1) 池谷集落は、神戸市の西方にある西区の中心に位置している櫛谷町に存する集落です。



(2) 櫛谷は、山陽道八か国のひとつ播磨国明石郡（今の神戸市西区・垂水区、明石市）に属していました。播磨の国府は、播磨郡（今の姫路市）に置かれ、沿岸部では港が開かれにぎわいを見せていました。

元和3年(1617)小笠原忠直が明石十万石に封ぜられた時、明石城を築城し明石藩となりました。その後、天和2年(1682)松平忠明が領主となって以降明治維新まで松平家が統治しました。



明治4年(1871)に廃藩置県によって明石県となり、同年11月2日に姫路県、同月9日に飾磨県の管轄となりました。

明治9年(1876)第2次府県統合により兵庫県の管轄となりました。当初、櫛谷は、社寺領の如意寺があったが、明治10年頃谷口村へ統合された。

明治12年(1879)1月8日郡区町村編成法により行政区画としての明石郡が発足し、郡役所が明石に設置されました。

明治22年(1889)4月1日に施行された町村制により9村が合併し、伊川谷・押部谷・玉津・平野・神出・岩岡・垂水・明石・大久保・魚住・林崎の各町村とともに兵庫県明石郡櫛谷村(福谷・友清・寺谷・池谷・長谷・栃木・谷口・菅野・松本)が発足しました。

昭和22年(1947)3月1日神戸市の市域拡大に伴い、神戸市と合併し(伊川谷村、櫛谷村、押部谷村、玉津村、平野村、神出村、岩岡村)垂水区に編入された。その後、昭和57年(1982)西区に分区され現在に至っています。

(3) 櫛谷町は、明石川支流の櫛谷川に沿って東西に伸びた農村地帯を形成しており、東は伊川谷町、西は平野町、南は玉津町、北は押部谷町に接しています。

この櫛谷川に沿って、谷底の平野には水田が広がり、農村集落を形成しており、上流から、寺谷、友清、福谷、池谷、長谷、栃木西、栃木東、谷口、菅野、松本の順で、各集落が続いています。

一方、川の両側には標高120~140メートルの山並があり、神戸市が昭和45年頃から着手したニュータウンの開発により、現在では北側を西神住宅団地、南側を西神南ニュータウンとして造成し、人口定着が進んでいます。



	計画面積	計画人口	H26年度末人口
西神住宅団地	634ha	約61,000人	約49,200人
西神南ニュータウン	415ha	約35,000人	約31,400人



(4) 明石川流域は、近畿地方で最も早く稲作文化が根付いていたところとなっています。

今からおよそ 2000 年あまり前の弥生時代の遺跡が玉津町の吉田や片山、平野町の大畑・繁田、押部谷町の養田・畑田・栄などに多くあり、櫛谷町でも松本、福谷、池谷、栃木などで多数発見されています。

(5) 櫛谷は榛谷または端谷とも書かれていた時代がありました。

昔この地に大きな榛（はしばみ）が繁茂していたことからこの名が付けられたという説があるそうです。

「如意寺日記」では、大化元年（645 年）寺谷の堂屋敷洞窟に法道仙人がいました。彼は天竺（インド）の僧で、神通力をもってこの播磨に飛来しました。ある日、我は毘沙門天であるという老人に、谷口の櫛の木で地蔵を彫るように命じられた。仙人は早速地蔵を彫り、如意寺を開いたと記述があります。

また、「日本書紀」には、垂仁 32 年に第 11 代垂仁（すいにん）天皇の皇后、日葉酢媛命が亡くなったおり、垂仁天皇は、古墳に生きた人を埋める殉死を禁止していた為、群臣にその葬儀をいかにするかを相談したところ、野見宿祢（のみのすくね）が土部 100 人を出雲から呼び寄せ、人や馬など、いろいろな形をした埴輪を造らせ、それを生きた人のかわりに埋めることを天皇に奏上しました。

天皇はこれを非常に喜び、その功績を称えて「土師（はじ）」の姓を野見宿祢に与えたとあります。

この土師の子孫が現在の櫛谷へ住み着き、明石で須恵器を造るようになり、これが、櫛谷の名前の由来とも言われています。

(6) 醍醐天皇の延喜時代（901～923 年）に陶器が盛業へと発展し、明石郡の土師郷の製陶人たちは、土師連（はしむらじ）と呼ばれていました。

雄略天皇（第 21 代）の 17 年に、朝夕御膳に供する清器が造られるようになりました。清器とは清浄な器という意味で、この作業をするものはスガと呼ばれていました。現在、櫛谷の菅野にこの名残があります。「如意寺日記」

(7) この様に櫛谷は古くから開けており、現代でも端谷城跡や如意寺・諏訪神社などその名残が各地に残っています。

(8) 池谷にも城跡があります。池谷城は、応仁の乱（1467-77）等で活躍した軍功によって衣笠姓を得た衣笠氏の居城で衣笠祐盛・範弘父子が在城していました。永禄年間・範弘の子範景の時に端谷城を築いて居城を移したということです。

城は櫛谷小学校の南東側にある小山に築かれています。山頂に社が設け

られ、そこに向かう道沿いに竪堀、土塁跡が残っています。大手側といわれる北西方面にある竹藪の中には堀底道と虎口が良く残っています。

当時は端谷城を本城とした支城として位置付けられていたが、天正七年(1579)羽柴秀吉による三木城攻めの際に、別所方に付いて本城の端谷城と共に落城した歴史が伝えられており、鎌倉時代より続いた衣笠氏の歴史も、ここで終止符が打たれた模様です。

その後は端谷城を攻めた武将の一人、明石与四郎則実(枝吉城主)が入って秀吉方の向城の一つとして機能したようです。

『衣笠氏系図範景』によれば「秀吉池田(谷)村に番所を構へ明石与四郎之を護る」とあります。(「端谷城」神戸新聞事業社刊)

表-1

池谷地区農業の概要 [総世帯数、総人口は国勢調査、その他は農業センサスほか]

年度	項目	総世帯数 ※	総人口 ※	専業別農家数(戸)				農家人口 (人)	農業従事者 数(人)
				総農家数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		
2010年		48	165	25	8	2	15	105	79

年度	項目	経営耕地面積(a)				主要作物別収穫面積(a)					
		田	畑	樹園地	合計	稲	野菜	麦	豆類	その他	合計
2010年		3,551	147	3	3,701	1,932	234	452	715	11	3,344

2 地区の現況と問題点・課題

(1)平成 27 年に神戸市が農村集落の農業や住環境を調査するため、市域の農業者へ「神戸の農業に関するアンケート」を実施しました。

【関係資料】神戸の農業に関するアンケート調査集計結果（櫛谷町池谷）参照

池谷集落の概要は、下記のとおりです。

農業に関する将来像については、「農産物の価格が安く経営の先行き不安」「農機具の更新が難しい」。などの回答が多く、経営規模は現状を維持するという傾向が見受けられました。

将来的な空き家については、何もしないという回答が過半を占めており、賃貸に出す意向の人が約 1/4 あったが、縁故者に貸したいとの回答が約 9 割を占めています。

集落の現況は、高齢化が進んできたと感じている人が突出し約 9 割を占めており、「活気がなくなっている」「伝統行事がなくなっている」と続いています。

新規就農者については、農会の共同作業等に参加すれば受け入れても良いとの回答が一番多かったが、1/4 が受け入れられないとしています。

また、地区外からの新規居住者は、地域のルールを守れば受け入れても良いという意見が 6 割を超えている一方、約 1/4 の方が受け入れられないという意見もありました。

農業を維持していくうえで必要な施策は兼業農家や農業機械の購入に対する支援が必要とする回答が 5 割を超えています。

また、農村地域活性化対策では兼業農家に対する支援が一番多く、続いて子育て教育環境の整備、雇用の場の創出、生活利便施設の誘致、公共交通機関の利便性向上、規制緩和による新たな居住者の受入れとなっています。

(2)アンケートから見える集落の姿は、おおかたの農家は、農業以外の収入で生計を立てており、祖先から農地や里山を引き継いだものの、会社からの給料で何とか農地を維持管理をしているのが現状です。

世代交代が進んでいないため、徐々に高齢化が進み村の活気が薄れていると感じています。

また、農機具の更新に苦慮しており、農地の維持管理に不安を感じている一方で、農地や空き家は売却の意向はなく、貸す場合も縁故者や地元といった回答がおおかたを占めています。

ただ、農地は何とか維持管理ができており、遊休農地解消の支援要望は、今のところ少ない。

集落は県道と西神中央線の交わった所にあり、西と東には市街化区域が迫

っていることから、開発の圧力が強いいため、見ず知らずの他人に売却をすると何をされるかわからないといった不安がアンケートに現われていると思われます。また、そういった事例が実際にあるのではないかと推測されます。

ただし、約半数の人が地域のルールを守れば、新規参入者（新規就農者や新規居住者）を受け入れてもよいという意見が寄せられており、全く閉鎖的な集落ということでもないと考えられます。

- (3) 1264年(文永元年)端谷城主衣笠法眼為氏が信州諏訪大社より勧請した諏訪神社で毎年体育の日に行われる御例祭では、寺谷・池谷・長谷・栃木東・栃木西の5地区の氏子の持ち回りで太鼓山車を奉仕し、御殿では神楽舞、境内では子ども相撲が奉納され、たいへん賑々しい秋祭りとなっています。

しかし、最近では、若者の数が減り山車の引手を隣の集落から借りてくる状況も見受けられます。

- (4) 23年前からの取り組みとして、榎谷川まつりがあり、最近では、定着し周辺のニュータウンはじめ西区内外からの人出で賑わっています。

榎谷川は、寺谷川から出合の明石川の合流点までの9,220m(2級河川)という短い川ですが、古代から集落住民が生活の源として大切にし、とんど祭り、川魚とり、水遊びなど交流の場でありました。

1993年に榎谷川愛護協議会が創設され、「川を美しく」を合言葉に各集落自治会が中心になって美化に努めています。

1993年の秋から集落が順番で川まつりの当番を決めて近隣のニュータウン自治会・婦人会とともに河川愛護の啓発と交流を目的に「榎谷川まつり」を開いています(開催は8月下旬~9月上旬の土曜)。

- (5) 集落の課題は、農業所得では、生計が成立たないため、若者が仕事を求めて出て都市部に流出していることです。

若い世帯の減少により残された世帯は、年々高齢化が進むことで村の活力がなくなってきつつあります。

親が80歳を超えても、子供は退職まで10年あり、その間、親戚を頼って農地や生家の守りをしてもらうが、自分は農業の素人となってしまっています。

退職しても直ぐに大規模に農作物を作り農業所得を上げられる訳でもなく、飯米を作り農地を維持していくのがやっと、という農家がおおかたを占めています。

つまり、雇用の創出とともに人口(特に若い世帯)のUJIターンによる定着が課題となります。

現在、県道に面して空き家があり、乱開発を防ぐため、その活用を含めて集落の活性化を検討する必要があります。

Ⅲ 地区の整備目標及び方針

里づくりは、何よりも、地域に居住する人が将来へ向けて、快適で安心して暮らせる環境づくりをすることが目標となります。

今、直ぐにでも取りかかる必要がある課題は、空き家を活用した集落の活性化です。

空き家などを、資材置場などに開発されてしまうと、二度ともとは戻ることなく村の住環境を悪い方に変えてしまいます。

そのためには、住民主導で開発を良い方向にコントロールする必要があります。

この計画は、策定したら終わりではなく、新たな課題に対応して、行政の支援を仰ぎながら適時見直すことで、常に時代に対応したものとする事が求められています。

以上のことを踏まえて、次の点を基本に里づくり計画を進めます。

- ① 雇用の場の創出
- ② 農家所得の向上
- ③ 若者人口の定着化
- ④ 空き家を活用した集落の活性化

Ⅳ 里づくり計画

1 農業振興計画

農業所得の向上と良好な生産環境を守るため下記の事に留意し進めます。

- ① 小規模な稲作や野菜農家でも安心して出荷できる身近な販路の開拓。
- ② 農業委員と連携し、遊休農地の発生を未然に防止します。
- ③ 新規就農希望者があれば、溝掃除の出役など村のルールを守ることと条件に認めます。また、若い人を優先的に迎えます。

2 土地利用計画

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進めます。

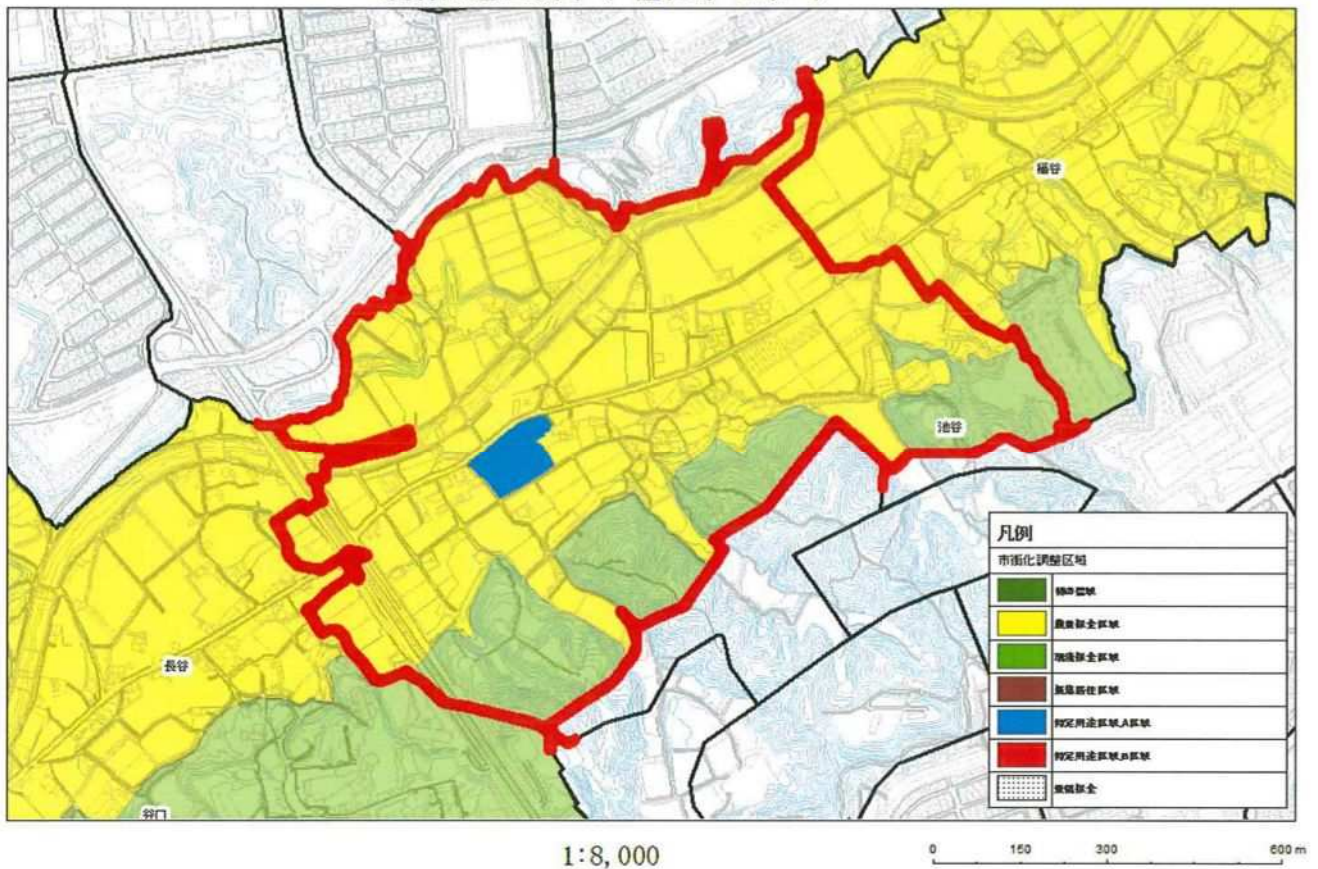
(1) 農村用途区域の設定

現在、区域には、主に農地や住宅を農業保全区域、主に山林を環境保全区域、榎谷小学校を特定用途A区域に指定されていますが、当面区域変更は計画しません。

(2) 土地利用計画へ位置付けをする施設

現在、位置付けが必要な施設はありませんが、将来必要となった時には、住環境を破壊する乱開発にならないかどうかよく見極めたうえで、集落の過半数の同意を持って決定します。

農村用途区域図（ 榎谷町 池谷 ）



3 地区と都市との交流に関する計画

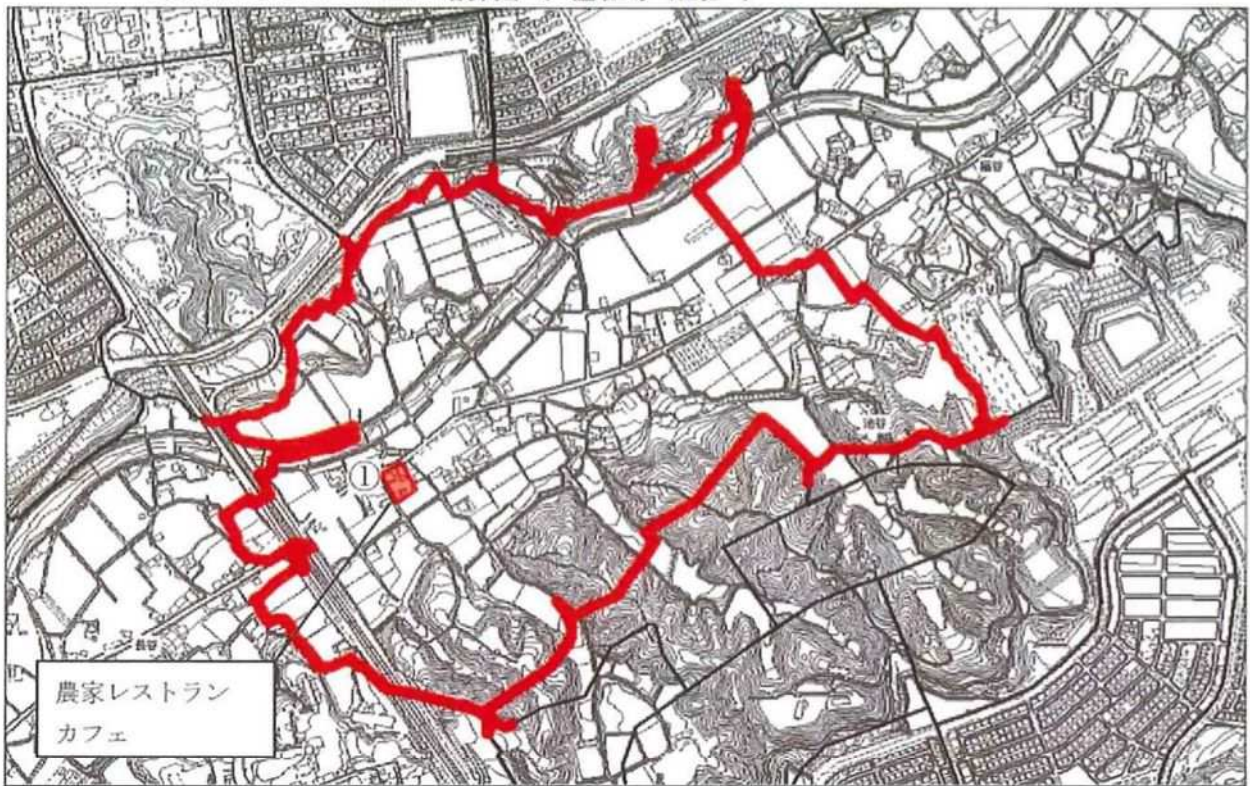
現在、新たなイベントの計画はありません。
従来からの榎谷川まつりや諏訪神社の持ち回り太鼓などの行事に積極的に参加し、都市との交流を進めていきます。

4 農村定住起業に関する計画

事 項	内 容
里づくり計画の整備や方針 地域の目標 ～農村定住起業に関する方針	II-2地域の課題(高齢化、地域活性化、農業担い手確保)改善に向けて、古民家(空家)を活用した集落の活性化に地域ぐるみで取り組む。 具体的取組みは、下記に定め、「はぜ晴の里」をモデルとして事業の進捗にあわせ、都度地域住民と起業家において、その成果を検証し、見直しをしながら段階的に進めていく。
農村定住起業による地域の活性化の目標	農村定住起業の取組では、里づくり計画に掲げる基本目標(空家の活用、雇用の創出、農家所得の向上、若者人口の定着)を達成するため、地域と起業家が協力のもと、里づくり拠点(農村定住起業施設)での従業員雇用、地区内事業者との連携、食材用農産物の生産を調整しながら、将来的には、「地域ブランド(ご当地グルメ等)」となる特産品の開発とそのPRを行い、持続的な地域活性化を図っていく。
地域コミュニティへの参加・受入れ及び地域資源の活用の際のルールづくり	地域へ移り住むあらたな仲間と将来にわたり末永く取組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取り組むものとする。 (共通ルール) ・農家レストラン・カフェ、直売所(農家食堂やマルシェ)では、地域農産物を過半使用出来るよう積極的に起業家と生産者において、企画計画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・施設への来場者対策として、特に駐車場確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等計画する。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等提供については十分配慮する。 ・地域奉仕は、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。
既存建築物の活用に関する事項	
適用区域	農業保全区域
施設用途の制限	農家レストラン・カフェ(農家食堂)などの飲食・その他小売店(うどん・めし類、農畜産物、特産品販売等)
具体的な事業計画	①地域の玄関口にある古民家(空家)を「池谷里づくり拠点」として再利用し、「食」と「農」をテーマに地域食材を中心にした食事を提供する農家食堂、併設するマルシェにおいて「地

		<p>域ブランド」の販売とその PR に努める。地域の活性化、景観の保全、また、周辺環境の美化を行い、次世代に自信を持って継承できる魅力ある池谷集落をめざし、地域出身の後継者の里帰りは勿論のこと、他地域との交流人口を増やし、池谷地域の仲間として定住を推進する取り組みとしていく。 <地域資源・地域連携・活王者情報は、関係資料参照></p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置や所在 次頁参照 (西区榑谷町池谷 277-1 約690㎡) ・土地及び建築物の権利関係 氏名 [REDACTED] ・農村定住起業者 [REDACTED] 定住者 [REDACTED] <p>(個別ルール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古民家活用 ^{おもちゃ} 主家建物は、解体しないで活用する。 大規模な改修改変は、地元と協議同意を得る。 ・通行ルート 施設への出入りは基本的に県道から入り県道へ出るものとする。 ・近隣住民の同意 隣接住民と協議同意を得る。(文書を残す) 隣保・水利組合と協議同意を得る。 ・周辺環境 治安の悪化、騒音などの環境保全に留意した運営を行う。 音・熱・反射光・ゴミ・匂いなどについて担当責任者をきめ、対応協議できるようにする。 ・食材等 池谷地区の農産物を積極的に活用し、確保が困難な場合は、神戸市内のものを活用する。特産品販売等においても地域近郷産品とする。 ・ルール 計画段階において地域と確認した上記ルールを確実に履行し、その状況が維持されるよう運営を行う。
	施設周辺における交通の機能の確保、駐車場の整備	バス停に近い立地を活かし、近隣公共交通機関等の利用を促しつつ、自家用車での来場者等の駐車場を最低限確保する。大型バス(または、トラック)等が、利用する場合など例外的事態にも対応できるスペースも確保する。
	周辺の農村環境や景観等への配慮	古民家を活用し、池谷集落景観に調和した建物意匠とする。地域の美化活動など清掃作業を地域とともに取り組む。
	その他必要な事項	農村定住起業は自らの事業のほか、必要に応じ池谷集落の PR を HP 等により行う。

農村定住起業計画位置図 落界図（ 樋谷町 池谷 ）



農村定住起業施設一覧

番号	氏名	業種	所在地	コミュニティールール
①	■■■■■	農家レストラン・カフェ (農家食堂)	西区 樋谷町 池谷 277-1	古民家活用 通行ルール 近隣住民の同意 周辺環境 食材等